



流 社 第 7 0 0 号

平成 2 7 年 1 月 1 4 日

流山市福祉施策審議会
会長 小島 富美子 様

流山市長 井崎 義治



「流山市重度障害者医療費及び特定疾病者医療費の支給に関する条例」の一部改正について（諮問）

千葉県は重度心身障害者（児）医療給付改善事業について、利用者の利便性の向上を目的として、現在の償還払い方式から現物給付化を図ることとし、平成27年8月から実施するとしています。

千葉県「重度心身障害者（児）医療給付改善事業費補助金交付要綱」における現物給付化に伴う主な変更点として、（1）子ども医療費助成制度と同様に一定の自己負担を求めること。（2）助成対象者については制度の見直し以降に65歳以上で新たに重度障害となった場合は対象外とすることとしています。

本市においても、県の制度変更に伴い本制度の見直しを行う必要があることから、「流山市重度障害者医療費及び特定疾病者医療費の支給に関する条例」の一部改正を行うものであります。

つきましては、当該条例の一部改正にあたり、本市の附属機関であります貴審議会の意見を求めたく諮問します。

記

「流山市重度障害者医療費及び特定疾病者医療費の支給に関する条例」の一部改正（案）